

農業委員会第21回総会議事録

1. 日 時 令和4年3月14日（月）午前9時30分～午前11時15分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1201会議室

3. 出席委員（17人）

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀		
1 番	田中 恒司	2 番	長谷 康郎	4 番	佐々木 平
5 番	小菅 武次	7 番	飯田 秀治	8 番	辻 望
9 番	加藤 三久	11 番	大石 徹也	12 番	平子 伸
13 番	稻田 利幹	14 番	上田 みね子	15 番	近藤 啓子
16 番	大野 久美子	17 番	三田 久憲	18 番	豊田 栄美子

4. 欠席委員（2人）

10 番 小林 伸康 19 番 望月 広志

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，森田，田吹
農林水産課農政G 東郷GL，水谷，武内

6. 議事日程

開会

第1	第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）
	第2号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）
	第3号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
	第4号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）
	第5号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）
	第6号議案	農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について
	第7号議案	農用地利用集積計画について

報告事項 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）（訂正）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・所有権）

報告事項 7 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・貸借権）

報告事項 8 号 農地の現況について（裁判所）

報告事項 9 号 非農地証明願について（市証明）

報告事項 10 号 非農地証明願について（市証明）（訂正）

報告事項 11 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告事項 12 号 時効取得による移転について

報告事項 13 号 取下願・取消願の承認について

報告事項 14 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第 2 特定農地貸付けの承認申請について

第 3 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について

第 4 非農地判定について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第21回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第21回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号8番辻望様、議席番号9番加藤三久様をお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、3の100番は、譲受人は、利用農地6,484㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,308㎡で、併せて7,792㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴11年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴62年、42年、22年が各1名です。通作距離は約4kmです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、3の107番は、譲受人は、利用農地23,040㎡を耕作されています。今回の申請地面積は773㎡で、併せて23,813㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、田植機、トラクター、コンバイン、農用自動車、乾燥機、糞摺り機を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴59年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴34年、24年、1年が各1名です。通作距離は約400mです。必要な農作業について、年間約120日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、5の89番、90番は、譲受人が同一の為、併せて説明いたします。譲

受人は、利用農地 39,265.05 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 89 番が 9,424 m²、90 番が 4,039 m²ですが、譲渡人と譲受人の間に以前から貸借されている土地を所有権移転するもので、合計面積に変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、農用自動車を 30 台、トラクター、耕うん機を各 2 台所有されています。労働力及び技術につきましては、経歴 10 年が 5 名、3 年が 3 名、25 年が 2 名、50 年、30 年、2 年が各 1 名です。通作時間は車で約 5 分です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が全ての議決権を有しており、役員の過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であり、役員の一名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約 250 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、7 の 103 番は、譲受人は、利用農地 35,577 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 2,145 m²で、併せて 37,722 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、乾燥機、農用自動車を各 2 台、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 50 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 10 年が 2 名です。通作時間は車で約 5 分です。必要な農作業について、年間約 300 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、11 の 104 番は、譲受人は、利用農地 900,454.89 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 1,798 m²ですが、既に借り受けている農地を譲り受けるため合計面積に変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、小麦、大豆を栽培するとの申請です。機械につきましては、田植機を 1 台、トラクターを 8 台、コンバインを 2 台、乾燥機、農用自動車を各 5 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 39 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 29 年が 1 名です。通作距離は約 1.4 km です。必要な農作業について、年間約 230 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、17 の 102 番は、譲受人は、利用農地 11,559 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 21 m²で、併せて 11,580 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、農用自動車を各 2 台、田植機、コンバインを各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 50 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 10 年が 2 名です。通作時間は徒歩で約 10 分です。必要な農作業に

ついて、年間約 100 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、18 の 109 番は、譲受人は、利用農地 7,516 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 2,523 m²で、併せて 10,039 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバインを各 1 台、耕うん機、農用自動車を各 2 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 50 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 50 年が 1 名です。通作距離は約 500m です。必要な農作業について、年間約 70 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、20 の 106 番は、譲受人は、利用農地 2,123 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 1,500 m²ですが、この後ご審議いただきます第 7 号議案、農用地利用集積計画で合計 4,412 m²申請されており、併せて 8,035 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、茶を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、肥料散布機を各 1 台、耕うん機を 6 台、茶刈機、消毒機を各 2 台、農用自動車を 5 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 17 年です。通作距離は約 250m です。必要な農作業について、年間約 330 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、22 の 105 番は、譲受人は、利用農地 97,494.30 m²を耕作されています。今回の申請地面積は、991 m²で、併せて 98,485.30 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、茶、タマリユウを栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、乗用型摘採機、乗用型防除機、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、経歴 10 年が 2 名で、経歴 15 年が 1 名です。通作時間は車で約 2 分です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が全ての議決権を有しており、役員の過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であり、役員の 1 名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約 250 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、22 の 108 番は、譲受人は、利用農地 9,186 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 7,080 m²ですが、同一世帯内での所有権移転のため営農面積に変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各 1 台、耕うん機

を3台、農用自動車を2台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴10年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴50年が2名です。通作時間は車で約3分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、23の88番は、譲受人は、利用農地6,034㎡を耕作されています。今回の申請地面積は6,195㎡で、併せて12,229㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、タマリユウを栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機を各2台、農用自動車を1台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年です。通作時間は車で約10分です。必要な農作業について、年間約200日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上12件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第1号議案は、承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

9の15番は、借人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は5,049㎡で、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、農用自動車、乾燥機、糶摺り機を各1台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴45年です。通作時間は車で約2分です。必要な農作業について、年間約60日従事されます。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

以上1件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたし

ます。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

まず、5の17番は、農業用倉庫用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。こちらは、農地法第4条第6項ただし書に規定する、農用地利用計画において農業用施設として指定された用途に該当するため、例外的に許可し得る案件です。資金は第三者からの融資があり、第三者の融資の見込みがあること及び確約書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の16番は、農業用倉庫用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北西へ約1,430mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び既設側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上2件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第3号議案は承認いたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の87番は、近隣製造加工業者のための駐車場兼資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから東へ約380mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨

水は鈴鹿市雨水流出抑制技術基準に基づき流出抑制を行います。内容は敷地内に土堤施設を設け一時貯留し、下流水路の能力に応じた排出を行います。周囲は当該地より地盤が高い為、土砂等の流出はなく、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000 m²を超える案件の為、3月10日に現地確認を実施しております。

続きまして、1の119番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから東へ約990mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、3の120番は、倉庫用地の一部（進入路）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、加佐登駅から東へ約300mに位置し、駅から周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透で余水は既設排水路へ放流します。周囲は柵板が設置されており、またコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の113番は、この後ご審議いただきます第5号議案、農地法第5条の貸借権の5の81番と一体で個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北へ約510mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の114番は、住宅用地の一部（倉庫用地）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北へ約500mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は既存の追認であり問題ありません。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後既設道路側溝へ放流します。雨水は自然浸透及び余水は既設道路側溝へ放流します。周囲は隣接する農地が無い為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、13の118番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、伊勢若松駅から西へ約630mに位置し、駅を中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積

に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の115番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北西へ約860mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の116番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北西へ約840mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の117番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北西へ約870mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の121番は、近隣一帯に設置されている太陽光パネル施設の為の資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北西へ約860mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19の112番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、久間田地区市民センターから南東へ約220mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写し及び融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ放流します。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はな

いと考えています。

以上 11 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 4 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 4 号議案は承認といたします。

続きまして、第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。まず、5 の 81 番は、先程ご審議いただきました第 4 号議案、農地法第 5 条の所有権の 5 の 113 番と一体で個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北へ約 460m に位置し、地区市民センターから周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率 22% 以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5 の 82 番は、土採取用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は許可日より 3 年間です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから南西へ約 730m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。土採取計画認可申請は提出済です。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画のため、適正と考えています。表土は、同敷地内に仮置きし採取後に戻します。隣地より保安距離 5m をとり、高さ 5m ごとに幅 1.5m の平場を設け 1 : 1.5 の安定勾配で掘削します。雨水は沈砂池を経由し既設側道路側溝へ放流します。周囲は防護柵及び土留めを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。また、農地復元誓約書が提出されており、事業完了後に整地し現況通り復元することを確認しております。

続きまして、9 の 83 番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 3 種農地です。判断基準は、考古博物館から南西へ約 40m に位置し、博物館から周囲おおむね 300m 以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22% を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 3 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 5 号議案は承認いたします。

続きまして、第 6 号議案 農地法第 5 条許可申請の事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第 6 号議案 農地法第 5 条の許可申請の規定による事業計画変更承認申請について説明いたします。

5 番は、営農型太陽光パネル設置用地として令和元年 12 月 18 日付け第 10-69 号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、先程ご審議いただきました第 1 号議案、農地法第 3 条の所有権の 23 の 88 番で、所有権移転があり、認定農業者等でない者が耕作者となるため、転用期間を 10 年から 3 年へ変更する事業計画変更承認申請がありました。今までは賃借人である売電事業者が下部の農地で営農も行っておりましたが、土地の所有権移転により、今後は所有者にて営農がなされます。事業の目的は前回許可内容と変更なく、売電事業者の変更もございません。資金は通帳の写しを確認しております。雨水は自然浸透で、周辺農地への支障はなく、被害防除については前回の内容と同等であると考えています。

以上 1 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 6 号議案は承認いたします。

続きまして、第 7 号議案 農用地利用集積計画についてでございますが、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第 7 号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書 10 ページ目 44 番は河曲地区で米 20 kg の物納です。

計画書 11 ページ目 50 番から 52 番は一ノ宮地区です。50 番は、使用貸借と米 50 kg の物納です。51 番は、使用貸借です。52 番は、米 50 kg の物納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意して

おり、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第7号議案でございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

続きまして計画書15ページ目73番及び74番は、若松地区です。73番は、米30kgの物納です。74番は、米60kgの物納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何か、ご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第7号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

続きまして計画書1ページ目1番から4番は、国府地区です。1番から3番は、使用貸借です。4番は、米30kgの物納です。

2ページ目5番及び6番は、庄野地区です。5番は、1筆分1,200,000円での所有権移転です。6番は、使用貸借です。

3ページ7番から4ページ目20番は、加佐登地区です。7番から11番は、使用貸借です。12番は、3,000円の金納です。13番は、2筆合計で40,000円の金納です。14番は、3筆合計で80,000円の金納です。15番は、5筆合計で120,000円の金納です。16番から18番は、米30kgの物納です。19番は、1筆120kgの物納です。20番は、2筆合計で米120kgの物納です。

5ページ目21番から27番は、牧田地区です。21番及び22番は、米5kgの物納です。23番から25番は、米10kgの物納です。26番は、米35kgの物納です。27番は、使用貸借と米10kgと25kgの物納です。

6ページ目28番から33番は、石薬師地区です。28番から30番は、使用貸借

です。31番及び32番は、米30kg相当の金納です。33番は、米30kgの物納です。

7ページ目34番から38番は、白子地区です。34番は、使用貸借です。35番は、米15kg相当の金納です。36番から38番は、米15kgの物納です。

8ページ目39番は、稻生地区で、米60kgの物納です。

9ページ目40番から43番は、飯野地区です。40番は、米30kgの物納です。41番は、米35kgの物納です。42番は、米10kgと35kgの物納です。43番は、米25kgと50kgの物納です。

10ページ目45番から49番は、河曲地区です。45番は、米10kgと25kgの物納です。46番は、米35kgの物納です。47番は、米55kgの物納です。48番及び49番は、米60kgの物納です。

11ページ目53番から12ページ目62番は、一ノ宮地区です。53番及び54番は、使用貸借です。55番及び56番は、米50kg相当の金納です。57番は、米25kgの物納です。58番は、米50kgの物納です。59番及び60番は、米60kgの物納です。61番は、米25kgと35kgの物納です。62番は、米10kgと25kgと35kgと50kgの物納です。

13ページ目63番から67番は、箕田地区です。63番は、使用貸借です。64番は、10,000円の金納です。65番は、米10kgの物納です。66番は、米25kgの物納です。67番は、使用貸借と米25kgと35kgの物納です。

14ページ目68番から72番は、玉垣地区です。68番は、米25kg相当の金納です。69番は、米25kgと35kgと50kg相当の金納です。70番は、米10kgの物納です。71番は、米25kgの物納です。72番は、米25kgと50kgの物納です。

15ページ目75番から16ページ目86番は、箕田地区です。75番及び76番は、米25kg相当の金納です。77番は、米30kg相当の金納です。78番は、米10kgと35kg相当の金納です。79番は、米25kgと35kgと50kg相当の金納です。80番から85番は、米25kgの物納です。86番は、米50kgの物納です。

17ページ目87番及び88番は、神戸地区です。87番は、米10kgの物納です。88番は、米25kgの物納です。

18ページ目89番から96番は、栄地区です。89番及び90番は、米30kgの物納です。91番は、米45kgの物納です。92番から96番は、米60kgの物納です。

19ページ目97番から100番は、天名地区です。97番は、10,000円の金納です。98番は、米30kg相当の金納です。99番及び100番は、米60kgの物納です。

20ページ目101番は、合川地区で使用貸借です。

21 ページ目 102 番から 22 ページ目 112 番は、井田川地区です。102 番及び 103 番は、100,000 円での所有権移転です。104 番は、使用貸借と米 30kg の物納です。105 番から 111 番は、米 30kg の物納です。112 番は、1 筆で米 60kg の物納です。

23 ページ目 113 番から 117 番は、久間田地区で 10,000 円の金納です。

24 ページ目 118 番から 123 番は、椿地区です。118 番から 121 番は、使用貸借です。122 番及び 123 番は、10,000 円の金納です。

25 ページ目 124 番から 126 番は、深伊沢地区です。124 番及び 125 番は、使用貸借です。126 番は、5,000 円の金納です。

26 ページ目 127 番から 27 ページ目 134 番は、鈴峰地区で使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 7 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 7 号議案は、承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項 1 から 14 につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項 1 から 14 の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第 2 特定農地貸付けの承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

議事第 2 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく、特定農地貸付けの申請（ふれあい農園の開設）について、ご説明します。お手元の資料をご覧ください。

まず、特定農地貸付けについてご説明させていただきます。「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の概要をご覧ください。

1 の趣旨をご覧ください。法律の趣旨は、趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例措置で、市民農園（ふれあい農園）を開設し、利用者に貸し付けるための法律です。2 の（1）をご覧ください。特定農地貸付けは、次

に掲げる要件に該当するものをいいます。一つ目は、10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること、二つ目は、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること、三つ目は、貸付期間が5年を超えないこととなっております。2の(3)をご覧ください。この特定農地貸付けを行おうとするときは、農業委員会の承認が必要になっております。

農業委員会の申請に対する承認要件としましては、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地から見て農地が適当な位置等にある等一定の要件に該当する場合は承認することとなっております。

では、今回の申請内容についてご説明いたします。申請者は農地所有者、申請農地は白子町3676番及び3683番です。面積は1,225㎡、地目は登記簿、現況ともに畑です。特定農地貸付規定並びに特定農地貸付の用に供する農地の位置図は資料のとおりです。今回の申請につきましては、農業委員会の承認要件である、周辺地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、適切な位置で妥当な規模であり、また、ふれあい農園に関する貸付規程についても適当であると考えられます。なお、地区委員会では既にご審議いただき承認されております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第2につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、議事第2は、承認といたします。

続きまして、議事第3 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について、事務局より説明いたします。

事務局

農業振興地域整備計画の変更申出に係る農用地区域からの除外について、ご意見いただきたく説明申し上げます。

鈴鹿市では、優良農地を確保し、農業振興施策を計画的に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、鈴鹿市農業振興地域整備計画を策定しております。この中で長期にわたって農業の振興を図るべき地域を「農業振興地域」に指定しています。さらに、この地域内で特に農業振興を図っていく土地を「農用地区域」と指定しています。図で説明しますと、鈴鹿市全体から鈴鹿市国定公園などの一部を除いて都市計画区域が存在します。都市計画区域内には、市街化区域と市街化調整区域があり、その中でも市街化調整区域内のみ農業振興地域が定められております。そして、この農業振興地域内で、長期にわたり総合的に農業振興を図る地域として農用地区域が設定されております。

農用地区域は、原則農用地以外には転用できないこととなっておりますが、やむを得ず農業以外の目的で利用する場合には、農用地区域から除外しなければなりません。農振除外するには、農用地以外の用途に利用することについて具体的な計画があり、

かつ農振法第13条第2項にある5要件をすべて満たしている場合に限ってすることができます。(5要件の説明)

また、農振法第10条第3項で農用地区域とすべき条件が定められていますが、条件を満たさないことによる農用地区域からの除外があります。(法第10条第3項の説明)

これら農用地区域の変更は、共に農振法施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項により農業委員会の意見を聴くものとされています。鈴鹿市では、農振除外の申出受付を年に2回、6月と12月に行っております。今回は、12月受付案件について、ご意見を伺いたく説明させていただきます。

番号1番は、農用地区域からの除外です。地区は、白子地区です。所在地は、白子町3204番の一部です。登記地目は、田です。除外面積は、372㎡です。除外理由は、法第13条第2項各号に該当する、分家住宅を建築する為です。

番号2番は、農用地区域からの除外です。地区は、飯野地区です。所在地は、地子町1184番1、1185番1です。登記地目は、宅地、雑種地です。除外面積は、160.31㎡です。除外理由は、法第10条第3項非該当(農用地としての要件不備)の為です。

番号3番は、農用地区域からの除外です。地区は、若松地区です。所在地は、若松北一丁目3377番の一部です。登記地目は、田です。除外面積は、341.05㎡です。除外理由は、法第13条第2項各号に該当する、農家住宅を建築する為です。

番号4番及び5番は、農用地区域への編入です。地区は、若松地区です。所在地は、若松西一丁目3273番、3274番、3272番です。登記地目は、田です。編入面積は、7,367㎡です。編入理由は、農地整備事業に参加するためです。

番号6番は、農用地区域からの除外です。地区は、天名地区です。所在地は、御薗町3026番です。登記地目は、山林です。除外面積は、386㎡です。除外理由は、法第10条第3項非該当(農用地としての要件不備)の為です。

番号7番は、農用地区域からの除外です。地区は、久間田地区です。所在地は、花川町2829番4の一部です。登記地目は、畑です。除外面積は、498.377㎡です。除外理由は、法第13条第2項各号に該当する、農家住宅を建築する為です。

番号8番は、農用地区域への編入です。地区は、椿地区です。所在地は、大久保町大松1804番1です。登記地目は、畑です。編入面積は、20㎡です。編入理由は、土地改良施設用地(農道)として利用するためです。

番号9番は、農用地区域からの除外です。地区は、鈴峰地区です。所在地は、伊船町2088番1ほか30筆です。登記地目は、田、畑及び原野です。除外面積は、21,348㎡です。除外理由は、法第13条第2項各号に該当する、工業用地として利用する為です。

以上の計画変更の内容について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号及び法第10条3項の要件に該当すると考えます。なお、地区委員会には、事前に確認していただいております。よろしくお願い申し上げます。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第3につきまして、何か、ご意見ございませんか。

大石委員

この事業は鈴鹿市にとって大事なことで、今後も続けていってほしいのですが、一つは、市街化調整区域の現状を見てみると、高齢化が進んで、農地を継承していつてくれるような人材が流出して、農地が荒廃しているという実態が多く見られます。こういうところについては、鈴鹿市の発展のためにも、農業委員会としても規制緩和に積極的に取り組まないと、鈴鹿市は沈下すると思います。大きな観点でこれからの農業委員会は臨んでいかないといけないと思うし、事務局も農業委員会をリードして進めていってもらえると大変ありがたいと思います。

私どものところでも、除外したいところがあります。しようと思うとなかなかできない。網をかけまくって、実際それが鈴鹿市のためにも、地域のためにもならない網なのですが、地域のため、鈴鹿市のためにあるべき姿を、規制解除の中で取り組んでもらうということを今後検討してもらいたいと思います。

伊船の工業団地は面積も大きいし、こういうのを積極的に多く確保して、外部からの企業誘致をやらないと、土地は荒れていくが規制がかかってなかなか動かないというのでは、鈴鹿市としてマイナス面が多いと思うので、お願いしたいと思います。

事務局

鈴鹿市の場合ですと土地利用に関しまして、鈴鹿市都市マスタープランというのがございます。マスタープランを基に鈴鹿市の土地を有効に使っていこうという計画でございます。人口減少しているなかで、市街地に人口を集めていきたい。市街地でも人口減少し、空き家も増えてきております。農地に関しましては、そういったものを加味しながら、本来農地として存続させるべき農地、そうでない農地というのを、鈴鹿市都市マスタープランも改訂時期にきておりますので、これからの計画づくりということで、開発サイドとも調整しながら新しい計画を作ってまいりたいと思いますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

大石委員

ぜひ柔軟な発想で取り組んでいただきたいと思います。食料自給率を担保することは大事なことだと思うけど、実際、獣しか住めない土地を農用地といって、多くの土地が今現在、鈴鹿市に点在しています。そのことも含めて都市計画を見直していただきたい。よろしくお願いします。

辻委員

加佐登地区でも、こんなところが農用地の指定を受けているのかというようなところも見受けられますので、ぜひ、農用地の指定の見直しがあるときには、もう一度、再度細かく見ていただいて、農用地の見直しをしていただきたいと思います。

事務局

確かに、辻委員の言われるとおり、ここが本当に農用地なのかという場所もございます。一般管理ですと年に2回行っておりますが、鈴鹿市全域の農用地の見直しというのは、概ね5年に一度、特別管理で農用地の除外を行っております。特別管理での農用地の除外は、令和5年、6年で基礎調査をして、7年に大きな農用地の見直しを予定しているところです。法的には概ね5年前後で見直しをしてくださいということですので、まだ鈴鹿市では予定の段階でございますが、現在の予定で令和7年度に見直しをさせていただきたいと思います。その際に、委員の皆様をはじめ農地利用最適化推進委員の方々に御意見を聴取したいと思いますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

大石委員

見直しをするときは、農業委員会も含めて、現地をみんなで見て、色々な意見を求めて、多くの者が見直ししないといけないというところは、7年度からスピードを上げて見直しをやっていく。机上ばかりでやらないで、現地確認を一緒にみんなでやっていくというのも大事なことだと思うので、そのこともメニューの中に加えていただきたいと思います。

事務局

見直しの際には、見直し方法等も委員の皆様にご説明ご報告をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

議案に上がっておりました見直しの案件につきましては、別段ご意見も無いようですので、鈴鹿市へ意見なしとして回答いたします。大石委員の意見につきましては、課題として、検討していくといくことでよろしいでしょうか。

続きまして、議事第4 非農地判定について、事務局より説明いたします。

事務局

議事第4 非農地判定について説明させていただきます。まず、資料の確認をお願いします。今回、具体的な非農地判定案件が出てまいりましたので、非農地判定の手順及び、現場の状況等の説明をさせていただき、本総会において、農地か非農地かの判定をお願いするものです。

まず、非農地判定の説明をさせていただきます。非農地判定とは、耕作放棄地のうち、B分類農地として、各地区委員会において、利用状況調査で赤色を塗って頂いた原野化、山林化している農地について、農地ではないという判定を行うものです。本委員会では、平成29年度より庄内地区と合川地区をモデル地区として非農地判定を実施しています。これまでの実績は資料1を参照ください。この3年間で337筆135,594㎡を非農地判定し、各土地所有者等へ通知をしたところです。

次に、非農地判定の判断基準について説明いたします。資料2の「耕作放棄地に係る非農地判定通知（農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等）実施要領」の「第2 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準」

をご覧ください。(1) その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。(2) (1) 以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合です。

それでは、どのように非農地判定を進めていくのかを、資料3の非農地判定手順に沿って説明させていただきます。まず、利用状況調査の実施・報告ということで各地区委員会において、毎年利用状況調査を行っていただいております。非農地判定の対象は、B分類の赤色に着色された原野化、山林化した土地になります。次に地区で非農地判定対象地の審議を行います。現在、モデル地区である庄内地区と合川地区におきまして、利用状況調査の結果を受けて、次に非農地判定を行う対象地を選定、審議していただきます。次に複数名による非農地判定対象地の現地確認を行います。農業委員、地区委員、事務局職員とで現地確認を実施し、写真撮影も行います。次に地区委員会連絡協議会で意見聴取を行います。次に農業委員会総会において非農地か否かの判定を行います。総会において非農地と判定されましたら、土地所有者へ非農地通知書を発送し、法務局において登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。以上が非農地判定の流れとなります。

それでは、今回の非農地判定対象地の説明をさせていただきます。今回の案件は合川と庄内の2地区で合計6ヶ所となります。両地区委員会で非農地判定対象地の選定、審議がなされ、令和3年12月21日に現地確認を行っております。

別綴じの資料をご覧ください。まず、1ページ 合川地区徳居町の地図です。場所は中勢バイパスの西側、中の川南側に位置する山間部です。

赤破線の囲いが対象地になります。次のページの地図は対象地の拡大図と対象の筆が示してあります。次のページは航空写真です。航空写真のとおり、対象地は北側と南側を山林で挟まれた現場となります。次のページは写真撮影方向を矢印で示しております。更に次のページからその写真を添付しました。写真番号1、2ともに対象地の東側から撮影しております。ご覧のように、対象地は荒廃・原野化しておりまして、農地として復元しても継続して利用することができないと考えられる状況でした。

続きまして「非農地判定 庄内A」の地図です。場所は鈴峰ゴルフ場の西側の山間地です。ページの構成は先ほどと同じです。次のページが対象筆になります。次のページが航空写真です。対象地は赤枠内です。対象地が山林に隣接、あるいは囲まれていることが分かります。次のページが写真方向です。次のページが写真です。写真のとおり荒廃・原野化しており、また、周辺が山林に囲まれている状況からも、農地として復元しても継続して利用することが困難な状態でした。

続きまして「非農地判定 庄内B、C」の地図です。場所は、庄内Bは三鈴カントリー倶楽部の南側、庄内Cは庄内Bの西方の山間地になります。次のページが庄内Bの対象筆になります。次のページが航空写真です。対象地は赤枠内です。多くの筆で山林化が進んでいることが分かります。次のページが写真方向です。次のページが写

真です。写真のとおり荒廃・原野化しております。次のページが庄内Cの対象筆になります。次のページが航空写真です。対象地は赤枠内です。いずれの筆も山林に囲まれていることが分かります。次のページが写真方向です。次のページが写真です。写真のとおり荒廃・原野化しております。

続きまして「非農地判定 庄内D」の地図です。場所は、庄内地区市民センターの西側になります。次のページが対象筆になります。等高線沿いに位置していることが分かります。次のページが航空写真です。対象地は赤枠内です。航空写真でも山林化していることが分かります。次のページが写真方向です。次のページが写真です。写真のとおり荒廃・原野化しております。

続きまして「非農地判定 庄内E」の地図です。場所は、三鈴カントリー倶楽部の南側になります。次のページが対象筆になります。次のページが航空写真です。対象地は赤枠内です。次のページが写真方向です。次のページが写真です。写真のとおり荒廃・原野化しております。

最後に資料4として「農地・非農地の判断対象地リスト」を添付させていただきました。合川地区は16筆12, 232㎡, 庄内A地区は6筆3, 131㎡, 庄内B地区は10筆7, 931㎡, 庄内C地区は4筆7, 324㎡, 庄内D地区は6筆6, 904㎡, 庄内E地区は6筆1, 879㎡, 合計で48筆39, 401㎡となります。6ヶ所とも、各地区委員会で非農地に相当すると判断され、また、実施要領の農地に該当するか否かの判断基準からも農地法第2条第1項の農地には該当しないと考えられますので、非農地と判定をしたいと考えております。そして、先月令和4年3月9日に開催された地区委員会連絡協議会におきまして意見聴取をいたしました。特に意見はございませんでした。皆様には、位置図の航空写真、現場の写真等の資料をご覧になっていただき、非農地か否かの判定をお願いするものです。

今後の予定ですが、手順にもありますように、非農地と判定されましたら、土地所有者へ非農地通知書を発送し、法務局において登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。なお、農業委員会としましては、非農地判定を行った土地の農地台帳の整理を行います。以上が今回の非農地判定の説明となります。非農地か否かの判定をお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第4につきまして、何か、ご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、議事第4は、承認いたします。

これから農地等々につきましては、守るべき農地は守っていこう、どうにもならないところは農地から外そうというのが国の方針でございますので、庄内・合川には、そのような行動として、先進的なかたちできていると感じております。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。